

鹿島市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立促進に資するため、鹿島市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2. 適用範囲

この方針は、本市に属する全ての組織が発注する物品等の調達に適用する。

3. 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等のうち物品等の調達ができる施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している事業所等

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例子会社

- イ 重度障がい者多数雇用事業所

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者
- イ 在宅就業障害者支援団体

4. 調達対象品目

本市が調達する物品等のうち、前項の障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5. 調達目標

前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

6. 調達推進方法

- (1) 福祉事務所は、各部署における障害者就労施設等からの調達を促進するため、障害者就労施設等で提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署に提供するよう努める。
- (2) 各部署においては物品等を調達する際には、障害者就労施設等への発注が可能か検討するよう努める。

7. 調達実績の公表

会計年度終了後、会計課にて前年度の物品等の調達実績を取りまとめ、福祉事務所にてその概要を市ホームページ等で公表する。

8. その他

この方針は、平成26年3月14日（平成25年度）以後に係る物品等の調達から適用する。